Ⅴ．諸　　税

1. 軽自動車税
 （１）令和８年度軽自動車税課税調（賦課期日現在）
 （２）軽自動車税課税状況等の推移
 （３）軽自動車税（環境性能割）課税状況（決算値）
2. 市たばこ税

3. 特別土地保有税

4. 入湯税

5. 宿泊税

6. 事業所税
 （１）事業所税調定額等調
 （２）令和７年度事業所税課税状況調

1. 軽自動車税

(1) 令和８年度軽自動車税課税調（賦課期日現在）

区分				税率（円）	登録台数（台）	非課税台数（台）	減免台数（台）	免除台数（台）	課税台数（台）	調定額（千円）	対前年比 台数（%）	対前年比 調定額（%）
原動機付自転車	一般原付（50cc又は定格出力0.6kW以下）			2,000	7,322	14	10	3	7,295	14,590	96.6	96.6
	一般原付（125cc以下かつ最高出力4.0kW以下）			2,000	7	0	0	0	7	14	－	－
	特定原付（定格出力0.6kW以下）			2,000	163	2	0	0	161	322	153.3	153.3
	90cc又は定格出力0.8kW以下			2,000	679	0	0	0	679	1,358	98.8	98.8
	125cc又は定格出力1.0kW以下			2,400	2,548	0	0	2	2,546	6,110	101.4	101.4
	ミニカー			3,700	210	0	0	0	210	777	104.0	104.0
小計					10,929	16	10	5	10,898	23,171	98.6	98.8
軽自動車	２輪（250cc以下）			3,600	4,233	104	0	0	4,129	14,864	101.2	101.2
	2輪(被けん引車)			3,600	252	0	0	0	252	907	95.8	95.8
	３輪			※1 3,100	0	0	0	0	0	0	－	－
				※2 3,900	0	0	0	0	0	0	－	－
				※3 4,600	8	0	0	0	8	37	100.0	100.0
				※4 軽課	0	0	0	0	0	0	－	－
	４輪	乗用	営業用	※1 5,500	23	0	3	0	20	110	62.5	62.9
				※2 6,900	60	0	2	0	58	400	156.8	156.9
				※3 8,200	71	0	3	0	68	558	144.7	144.9
				※4 軽課	0	0	0	0	0	0	－	－
			自家用	※1 7,200	13,693	12	175	0	13,506	97,243	67.9	67.9
				※2 10,800	67,170	68	665	0	66,437	717,520	109.9	109.9
				※3 12,900	22,278	20	303	0	21,955	283,219	108.1	108.1
				※4 軽課	76	1	0	0	75	203	65.8	65.9
		貨物	営業用	※1 3,000	133	0	0	0	133	399	68.2	68.2
				※2 3,800	885	0	0	0	885	3,363	110.8	110.8
				※3 4,500	264	0	0	0	264	1,188	102.3	102.3
				※4 軽課	1	0	0	0	1	1	100.0	100.0
			自家用	※1 4,000	1,702	23	1	0	1,678	6,712	66.5	66.5
				※2 5,000	12,823	123	42	0	12,658	63,290	109.2	109.2
				※3 6,000	5,971	43	40	0	5,888	35,328	100.7	100.7
				※4 軽課	19	2	0	0	17	22	63.0	62.9
小計					129,662	396	1,234	0	128,032	1,225,364	101.2	103.6
小型特殊自動車	農耕作業用			2,400	524	33	0	0	491	1,179	103.4	103.4
	その他			5,900	2,367	21	0	0	2,346	13,841	105.7	105.7
小計					2,891	54	0	0	2,837	15,020	105.3	105.5
2輪小型自動車(250cc超)				6,000	5,530	1	1	2	5,526	33,156	102.1	102.1
合計					149,012	467	1,245	7	147,293	1,296,711	101.1	103.5
納税義務者数					108,568 人		（対前年比 100.8 %）					

(注) 令和8年4月1日の軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴い、
従来の軽自動車税(種別割)の名称が、軽自動車税に変更

※1 初度検査年月が平成27年3月までのもの

※2 初度検査年月が平成27年4月以降のもの

※3 初度検査年月より13年が経過したもの(重課税率)

※4 グリーン化特例(軽課)の内訳は63ページを参照

(2)軽自動車税課税状況等の推移

(注) 過年度分を除く

区分＼年度				R6		対前年比		R7		対前年比	
				課税台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (%)	調定額 (%)	課税台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (%)	調定額 (%)
原動機付自転車	一般原付（50cc又は定格出力0.6kW以下）			7,771	15,542	94.8	94.8	7,554	15,108	97.2	97.2
	一般原付（125cc以下かつ最高出力4.0kW以下）			－	－	－	－	0	0	－	－
	特定原付（定格出力0.6kW以下）			53	106	－	－	102	204	192.5	192.5
	90cc又は定格出力0.8kW以下			682	1,364	99.4	99.4	687	1,374	100.7	100.7
	125cc又は定格出力1.0kW以下			2,453	5,887	103.8	103.8	2,509	6,022	102.3	102.3
	ミニカー			195	722	99.0	99.0	202	747	103.6	103.5
小計				11,154	23,621	97.5	97.8	11,054	23,455	99.1	99.3
軽自動車	2輪（250cc以下）			3,984	14,342	102.3	102.3	4,077	14,677	102.3	102.3
	2輪（被けん引車）			268	965	98.2	98.2	263	947	98.1	98.1
	3輪		※1	0	0	－	－	0	0	－	－
			※2	0	0	－	－	0	0	－	－
			重課	8	37	72.7	74.0	8	37	100.0	100.0
			軽課	0	0	－	－	0	0	－	－
	4輪 乗用 営業用		※1	18	99	180.0	180.0	31	171	172.2	172.7
			※2	23	159	209.1	209.2	36	248	156.5	156.0
			重課	34	279	242.9	242.6	47	385	138.2	138.0
			軽課	3	15	300.0	300.0	0	0	－	－
	4輪 乗用 自家用		※1	25,156	181,123	83.0	83.0	19,844	142,876	78.9	78.9
			※2	54,296	586,397	112.7	112.7	60,331	651,575	111.1	111.1
			重課	19,609	252,956	100.6	100.6	20,244	261,148	103.2	103.2
			軽課	150	405	90.9	90.8	114	308	76.0	76.0
	4輪 貨物 営業用		※1	250	750	77.9	77.9	195	585	78.0	78.0
			※2	759	2,884	109.4	109.4	798	3,033	105.1	105.2
			重課	240	1,080	96.8	96.8	258	1,161	107.5	107.5
			軽課	0	0	－	－	1	1	－	－
	4輪 貨物 自家用		※1	3,487	13,948	78.1	78.1	2,522	10,088	72.3	72.3
			※2	10,493	52,465	110.8	110.8	11,588	57,940	110.4	110.4
			重課	5,687	34,122	102.6	102.6	5,841	35,046	102.7	102.7
			軽課	3	4	－	－	27	35	900.0	875.0
小計				124,468	1,142,030	101.1	103.0	126,225	1,180,261	101.4	103.3
小型特殊自動車	農耕作業用			454	1,090	100.9	100.9	475	1,140	104.6	104.6
	その他			2,116	12,484	107.4	107.4	2,220	13,098	104.9	104.9
小計				2,570	13,574	106.2	106.8	2,695	14,238	104.9	104.9
2輪小型自動車（250cc超）				5,207	31,242	102.7	102.7	5,410	32,460	103.9	103.9
合計				143,399	1,210,467	101.0	102.9	145,384	1,250,414	101.4	103.3
納税義務者数（人）				106,890	対前年比	100.5 %		107,728	対前年比	100.8 %	

※1 初度検査年月が平成27年3月までのもの

※2 初度検査年月が平成27年4月以降のもの

(注) グリーン化特例(軽課)の内訳は63ページを参照

令和8年度軽自動車税のグリーン化特例(軽課)内訳(賦課期日現在)

区分				税率	(円)	登録台数 (台)	非課税台数 (台)	減免台数 (台)	免除台数 (台)	課税台数 (台)	調定額 (千円)	対前年比 台数 (%)	対前年比 調定額 (%)
軽自動車	4輪	乗用	営業用	75%軽減	1,800	0	0	0	0	0	0	―	―
				50%軽減	3,500	0	0	0	0	0	0	―	―
			自家用	75%軽減	2,700	76	1	0	0	75	203	65.8	65.9
		貨物	営業用	75%軽減	1,000	1	0	0	0	1	1	100.0	100.0
			自家用	75%軽減	1,300	19	2	0	0	17	22	63.0	62.9
合計						96	3	0	0	93	226	65.5	65.7

(注) 初度検査年月が令和7年4月から令和8年3月までの車両が対象で、令和8年度課税分のみ適用

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)内訳の推移

区分					R6 課税台数 (台)	R6 調定額 (千円)	R6 対前年比 台数 (%)	R6 対前年比 調定額 (%)	R7 課税台数 (台)	R7 調定額 (千円)	R7 対前年比 台数 (%)	R7 対前年比 調定額 (%)
軽自動車	4輪	乗用	営業用	75%軽減	0	0	―	―	0	0	―	―
				50%軽減	0	0	―	―	0	0	―	―
				25%軽減	3	16	300.0	320.0	0	0	―	―
			自家用	75%軽減	150	405	90.9	90.8	114	308	76.0	76.0
				50%軽減	0	0	―	―	0	0	―	―
				25%軽減	0	0	―	―	0	0	―	―
		貨物	営業用	75%軽減	0	0	―	―	1	1	―	―
				50%軽減	0	0	―	―	0	0	―	―
				25%軽減	0	0	―	―	0	0	―	―
			自家用	75%軽減	3	4	―	―	27	35	900.0	875.0
				50%軽減	0	0	―	―	0	0	―	―
				25%軽減	0	0	―	―	0	0	―	―
合計					156	425	94.0	94.2	142	344	91.0	80.9

(注) 初度検査年月が以下の期間の車両が対象で、それぞれ当該年度課税分のみ適用

令和6年度:令和5年4月から令和6年3月まで

令和7年度:令和6年4月から令和7年3月まで

(3)軽自動車税(環境性能割)課税状況(決算値)

	課税台数 (台)	調定額 (円)
令和7年度	5,185	128,792,800

(注) 令和元年10月より創設。当分の間、石川県が賦課徴収を行い、徴収金の払込みは、当該徴収金が収納された月の翌々月の末日までに、石川県が金沢市に対して行う(地方税法附則29条の12第2項)。

払込金の歳入年度は、払込みがあった日の属する年度の歳入となる(取扱通知)。

令和7年度の調定額は、令和7年2月から令和8年1月まで。

2. 市たばこ税

区分／年度	納税義務者数（人）	旧3級品を除く製造たばこ 売渡本数（千本）	旧3級品を除く製造たばこ 調定額（千円）	旧3級品の製造たばこ 売渡本数（千本）	旧3級品の製造たばこ 調定額（千円）	合計 売渡本数（千本）	合計 調定額（千円）	対前年度比 売渡本数（%）	対前年度比 調定額（%）
R3	(190) 203	(28,967) 511,668	(12,456) 3,045,246	(0) 0	(0) 0	(28,967) 511,668	(12,456) 3,045,246	99.5	106.3
R4	(1) 15	(29) 490,277	(13) 3,212,115	(0) 0	(0) 0	(29) 490,277	(13) 3,212,115	95.8	105.5
R5	(0) 10	(0) 494,190	(0) 3,237,934	(0) 0	(0) 0	(0) 494,190	(0) 3,237,934	100.8	100.8
R6	(0) 12	(0) 489,373	(0) 3,206,375	(0) 0	(0) 0	(0) 489,373	(0) 3,206,375	99.0	99.0
R7	(0) 11	(0) 481,500	(0) 3,154,785	(0) 0	(0) 0	(0) 481,500	(0) 3,154,785	98.4	98.4

(注)()内は手持品課税分(内数)

3. 特別土地保有税

区分／年度	保有分 件数（件）	保有分 対象面積（㎡）	保有分 調定額（千円）	取得分 件数（件）	取得分 対象面積（㎡）	取得分 調定額（千円）	合計 件数（件）	合計 対象面積（㎡）	合計 調定額（千円）
R3	－	－	－	－	－	－	－	－	－
R4	－	－	－	－	－	－	－	－	－
R5	－	－	－	－	－	－	－	－	－
R6	－	－	－	－	－	－	－	－	－
R7	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 平成15年度より新たな課税は停止となっている。

4. 入湯税

区分／年度	特別徴収義務者数（人）	宿泊		日帰		合計		対前年度比	
		宿泊客数（人）	調定額（千円）	日帰客数（人）	調定額（千円）	入湯客数（人）	調定額（千円）	入湯客数（%）	調定額（%）
R3	21	277,089	41,563	23,194	2,319	300,283	43,882	－	－
R4	22	404,051	60,608	15,708	1,571	419,759	62,179	139.8	141.7
R5	24	374,061	56,109	30,645	3,065	404,706	59,174	96.4	95.2
R6	23	410,303	61,545	40,314	4,031	450,617	65,576	111.3	110.8
R7	23	433,094	64,964	52,270	5,227	485,364	70,191	107.7	107.0

(注) R6までの特別徴収義務者数は3月調定(2月入湯分)における申告者数。R7以降は実人数。

5. 宿泊税

区分／年度	特別徴収義務者数（人）	税率 200 円		税率 500 円		合計		対前年度比	
		宿泊数（泊）	調定額（千円）	宿泊数（泊）	調定額（千円）	宿泊数（泊）	調定額（千円）	宿泊数（%）	調定額（%）
R3	367	2,440,077	488,015	31,341	15,670	2,471,418	503,685	－	－
R4	382	3,726,526	745,305	53,108	26,554	3,779,634	771,859	152.9	153.2
R5	397	4,915,245	983,049	91,878	45,939	5,007,123	1,028,988	132.5	133.3
R6	440	4,541,046	908,209	135,561	67,781	4,676,607	975,990	93.4	94.8
R7	454	3,719,560	743,912	159,172	79,586	3,878,732	823,498	82.9	84.4

(注) R6までの特別徴収義務者数は3月調定(2月宿泊分)における申告者数。R7以降は実人数。

6. 事業所税

(1) 事業所税調定額等調

区分＼年度	資産割				従業者割				合計			
	件数	事業所床面積	課税標準	調定額	件数	給与総額	課税標準	調定額	件数	調定額	対前年比	
											件数	調定額
	(件)	(千㎡)	(千㎡)	(千円)	(件)	(千円)	(千円)	(千円)	(件)	(千円)	(%)	(%)
R4	1,093	4,995	3,731	2,238,125	197	182,237,649	159,413,440	398,745	1,290	2,636,870	101.2	102.0
R5	1,098	5,087	3,790	2,272,933	208	186,746,665	164,064,412	410,481	1,306	2,683,414	101.2	101.8
R6	1,129	5,178	3,852	2,311,163	214	196,055,023	172,495,155	431,227	1,343	2,742,390	102.8	102.2
R7	1,126	5,190	3,888	2,332,676	222	201,773,853	177,790,729	444,466	1,348	2,777,142	100.4	101.3
R8	－	－	－	2,326,793	－	－	－	444,049	－	2,770,842	－	99.8

(注1) 令和8年度は当初予算である。
(注2) 滞納繰越分は除く。

(2) 令和７年度事業所税課税状況調

資産割 (千㎡)	事業所床面積	5,190
	非課税床面積	834
	特例控除床面積	389
	減免床面積	79
	課税標準	3,888

従業者割 (千円)	従業者給与総額	201,773,853
	非課税給与総額	19,977,882
	特例控除給与総額	3,103,756
	減免給与総額	901,486
	課税標準	177,790,729